

## 倉吉市上下水道局告示第4号

倉吉市水洗便所改造資金融資要綱を次のように定める。

令和2年4月1日

倉吉市長 石田 耕太郎

### 倉吉市水洗便所改造資金融資要綱

#### (目的)

第1条 この要綱は、公共下水道処理区域内及び集落排水施設の排水区域内において、既設のくみ取便所又は浄化槽（浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽（浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽を含む。）をいう。以下同じ。）を水洗便所に改造する資金の融資をあっせんすることにより、水洗便所の普及及び排水設備の整備の促進を図り、もって環境衛生の向上に資することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共下水道処理区域 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号に規定する処理区域をいう。
- (2) 集落排水施設排水区域 倉吉市集落排水施設の設置及び管理に関する条例（平成3年倉吉市条例第15号。以下「集落排水施設条例」という。）第4条第3号に規定する排水区域をいう。
- (3) 水洗便所 公共下水道処理区域にあつては、下水道法第11条の3第1項に規定する水洗便所を、集落排水施設排水区域にあつては、集落排水施設条例第4条第2号に規定する排水施設に汚水管が連結された水洗便所をいう。
- (4) 排水設備 公共下水道処理区域にあつては、倉吉市公共下水道条例（昭和53年倉吉市条例第18号。以下「公共下水道条例」という。）第3条第6号に規定する排水設備を、集落排水施設排水区域にあつては、集落排水施設条例第4条第4号に規定する排水設備をいう。
- (5) 改造工事 くみ取便所を水洗便所に改造するために必要な工事及びこれと同時に行う排水設備の設置に必要な工事又は浄化槽を廃止して排水設備の設置に必要な工事をいう。
- (6) 改造資金 前号の改造工事を行うために必要な資金をいう。
- (7) 指定金融機関 市が改造資金の融資業務を行わせるために指定した金融機関をいう。

#### (預託)

第3条 公営企業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）は、下水道事業会計予算で定める範囲内において、改造資金の貸付けの資金を指定金融機関に預託するものとする。

#### (融資を受けることができる者の資格)

第4条 改造資金の融資を受けることができる者は、次に掲げる要件に該当しなければならない。

- (1) 公共下水道処理区域内若しくは集落排水施設排水区域内の改造工事を行う住宅の所有者又は当該住宅の所有者の同意を得た使用者であること。

- (2) 市税並びに公共下水道事業受益者負担金及び集落排水事業受益者分担金を滞納していないこと。
- (3) 融資を受けた改造資金の償還能力があること。
- (4) 公共下水道処理区域又は集落排水施設排水区域となった日から15年以内に行う住宅の改造工事であること。ただし、管理者が特に融資が必要と認める場合は、この限りでない。
- (5) 当該改造工事を行う場所において、初めて行う改造工事であること。

(融資額)

第5条 改造資金の融資額は、1件につき10万円以上100万円以内とし、1万円を単位とする。

2 前項の規定において「1件」とは、便槽又は浄化槽1個に係る改造工事をいう。

(融資の条件)

第6条 改造資金の融資条件は、次のとおりとする。

- (1) 貸付利率は、無利子とする。
- (2) 償還方法は、指定金融機関から貸付を受けた月の翌月から60月以内に元金均等月賦償還とする。ただし、期間内において繰上償還することができる。

(融資の申込み)

第7条 改造資金の融資を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、公共下水道条例第7条第1項又は集落排水施設条例第9条の検査に合格したときは、遅滞なく、水洗便所改造資金融資申込書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて管理者に提出しなければならない。

- (1) 直近2年度分の市税納税証明書
- (2) その他管理者が必要と認める書類

(融資の決定)

第8条 管理者は、前条の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、融資の可否を決定するものとする。

2 管理者は、前項の規定により融資の可否を決定したときは、その結果を融資決定通知書（様式第2号）又は融資却下通知書（様式第3号）により当該申込者に通知するものとする。

3 管理者は、前項の規定により融資決定通知をしたときは、指定金融機関に対し、水洗便所改造資金貸付依頼書（様式第4号）に水洗便所改造資金融資申込書（副）を添えて送付するものとする。

(借入手続及び改造資金の貸付け)

第9条 前条第2項の融資決定通知書を受けた申込者は、速やかに、当該融資決定通知書を指定金融機関に提示し、貸付契約の締結その他借入れに関する必要な手続を行わなければならない。

2 指定金融機関は、前条第3項の水洗便所改造資金貸付依頼書を受けたときは、毎月10日及び25日のいずれかの日（当該日が休業日のときは、次の営業日）に当該融資決定通知書を受けた申込者と貸付契約を締結し、改造資金を貸し付けるものとする。

(損失補償)

第10条 指定金融機関は、貸付金の償還について次の各号のいずれかに該当するときは、管理者と協議するものとする。

- (1) 未納の償還金が3月分以上になった未納者があるとき。
- (2) 最終償還月から3月を経過した未納者があるとき。

2 管理者は、前項の協議により必要と認めるときは、指定金融機関に対して損失補償するものとする。

(債務負担)

第11条 前条第2項の規定により損失補償の対象となった者は、市に対して当該損失補償に係る債務を負担する。

2 前項の債務を負担する者は、管理者がその都度定める方法により返還しなければならない。

(融資の決定の取消し等)

第12条 管理者は、改造資金の融資を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、融資の決定を取消し、又は融資額の未償還金の全部を即納させることができる。

(1) 偽りその他不正の行為により融資の決定を受けたとき。

(2) その他管理者が不相当と認めたとき。

2 管理者は、前項の規定により融資の決定の取消しを行うときは、融資を受けた者及び金融機関に通知し、貸付契約を解除させなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに廃止前の倉吉市水洗便所改造資金融資要綱（平成6年倉吉市告示第36号。以下「旧要綱」という。）の規定により融資の決定を受けている資金については、なお従前の例による。

3 この告示の施行の際現にある旧要綱の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(この要綱の失効)

4 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、失効の日の前日までに融資の決定を受けている資金については、なお従前の例による。

様式1号（第7条、第8条関係）

水洗便所改造資金融資申込書（正） 公共・集排				
申 込 者	住 所			
	ふりがな氏名		生年月日	年 月 日
	電話番号		建物所有区分	自家・借家
融 資 希 望 額	円（工事費 円）			
工 事 場 所				
工 事 業 者				
<p>上記のとおり改造資金の融資を受けたいので申し込みます。</p> <p>年 月 日</p> <p>(宛先)</p> <p>倉吉市長</p> <p style="text-align: right;">融資申込者 ㊟</p>				

水洗便所改造資金融資申込書（副） 公共・集排				
申 込 者	住 所			
	ふりがな氏名		生年月日	年 月 日
	電話番号		建物所有区分	自家・借家
融 資 希 望 額	円（工事費 円）			
工 事 場 所				
工 事 業 者				
<p>上記のとおり改造資金の融資を受けたいので申し込みます。</p> <p>年 月 日</p> <p>(宛先)</p> <p>倉吉市長</p> <p style="text-align: right;">融資申込者 ㊟</p>				

様式第2号（第8条、第9条関係）

融 資 決 定 通 知 書（公共・集排）

年 月 日

様

倉吉市長 印

年 月 日付けで申し込みのありました改造資金については、倉吉市水洗便所改造資金融資要綱第8条の規定により次のとおり融資を行うことに決定しましたので通知します。

このことについて、指定金融機関にも通知しておりますので、速やかに借入手続を行ってください。

記

- 1 融 資 額 円（工事費 円）
- 2 利 率 無利子
- 3 償還方法 資金貸付けの翌月から60月以内の元金均等月賦償還とします。
- 4 借入手続 この通知書を指定金融機関（ ）へ提示して手続をしてください。

様式第3号（第8条関係）

融 資 却 下 通 知 書（公共・集排）

年 月 日

様

倉吉市長

印

年 月 日付けで申し込みのありました改造資金については、倉吉市水洗便所改造資金融資要綱第8条の規定により、却下しましたので通知します。

却下理由

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

指定金融機関 様

倉吉市長 印

水洗便所改造資金貸付依頼書（公共・集排）

水洗便所改造資金の融資を決定したものについて、改造工事の完了検査が終了しましたので、改造資金を次のとおり貸し付けてください。

記

- 1 貸付額 円
- 2 借受者 住所  
氏名

（注）この依頼書による改造資金の貸付状況は、貸付実績報告書により報告してください。